中村学園大学(含む短期大学部)研究費に係る物品等の発注・検収手続に関する細則 平成29年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)研究活動及び研究費の適正管理に関する規程第7条に基づき、研究費に係る物品等(以下「物品」という。)の発注に基づく適正な納品の完了確認を行うための検収業務体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(物品の発注)

- 第2条 研究者は、一つの取引が5万円未満の物品の発注については、相見積等の適切な 手続きを踏まえた後、自ら取引業者に発注することができる。
- 2 一つの取引が5万円以上の物品の発注については、相見積等の適切な手続きを踏まえた後、法人本部財務部(以下「財務部」という。)が取引業者に発注する。
- 3 前項に定める5万円以上の物品の調達を希望する研究者は、財務部に2社以上の見積 書を提出し、当該物品の発注を依頼するものとする。

(物品の検収)

- 第3条 研究者は物品購入後、納品書又は領収証と現物を下記担当課まで持参し検収を受ける。
- 2 図書については学術情報部が検収を行う。
- 3 図書以外の物品については財務部が検収を行う。

(特殊な役務の検収)

- 第4条 特殊な役務とは、(1)データベース・プログラム・デジタルコンテンツ等の開発や 作成といったソフトウェアに係る役務、(2)機器の保守・点検に係る役務、(3)その他、 特に仕様や作業工程等を定めて発注した有形成果物の作製に係る役務をいう。
  - (1) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ等の開発や作成といったソフトウェアに係る役務については、学術情報部と連携しながら財務部が検収を行う。
  - (2) 機器の保守・点検に係る役務については、学術情報部と財務部が実際の作業に立ち 会うことで検収を行う。
  - (3) その他、特に仕様や作業工程等を定めて発注した有形成果物の作製に係る役務については、発注者以外の専門的知見を有する教職員の協力を得て、財務部が検収を行う。

2 特殊な役務の発注を行おうとする研究者は、必要に応じて仕様書や工程指示書等、検収を行うために必要な書類を、財務部に提出しなければならない。

(換金性の高い物品の管理)

- 第5条 「換金性の高い物品」とは、研究費で購入される物品のうち、機器備品管理台帳 に掲載されない消耗品等に分類されるものであって、電子機器等や切手・商品券の金券 の類をいう。
- 2 研究費で購入する電子機器等については、財務部が消耗品管理台帳を作成し、品番及 び設置場所を記録するとともに、適宜所在管理の調査を行うものとする。
- 3 研究費で購入する切手や商品券等の金券の類については、使用目的に応じた必要数の みを都度購入するものとし、購入時の支出伺に発送先等の使用用途を記載し、確実に使 い切るものとする。

(旅費の事実確認)

- 第6条 研究者は出張を希望する場合、事前に出張伺を提出し承認を得る。その際、出張 内容が確認できる書類を添付する。
- 2 研究者は出張時に利用した航空券代・宿泊パック代・JR運賃など領収証等の証拠書類 を、「経費の実態」を証明する書類として保管しなければならない。
- 3 研究者は、航空券の半券(搭乗券)、宿泊施設の領収証、学会等の参加費の領収証やその他参加した学会等で配布された参加バッチ等を「出張の事実」を証明する書類として保管しなければならない。
- 4 研究者は出張終了後、旅費精算書を提出する。その際、「経費の実態」の証明として 各種領収証等の証拠書類を添付しなければならない。また、出張報告書には、「出張の 事実」の証明となるものがある場合、必要に応じて添付するものとする。
- 5 研究者はパックにて出張手配を行った場合には、領収証に加えて以下の書類等を提出 しなければならない。
  - (1) パック旅行代金の領収証
  - (2) 利用したパック旅行のパンフレット若しくは旅程表
  - (3) 搭乗券の半券(航空機利用のパック旅行の場合)
- 6 財務部は提出された書類にて事実確認を行う。

(学生等に支給する人件費)

第7条 研究者は学生等を雇用する場合、事前に届け出て承認を受け、学校との雇用契約 書を締結する。その際、財務部は学生等に勤務内容、勤務期間及び単価等の説明を行わ

なくてはならない。また、連携推進部は本人確認を行う。

- 2 被雇用者(学生等)は、日々の勤務開始前及び勤務終了後に、財務部にて出勤簿に勤務 開始時刻と勤務終了時刻を記載しなくてはならない。また、出勤簿には当日の作業内容 等を記載するものとする。
- 3 財務部は出勤簿により勤務状況を把握するとともに事実確認を行う。

附即

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行し、当分の間、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金について行うものとする。
- 2 この細則の制定により、中村学園大学(含む短期大学部)公的研究費に係る物品等の発注・検収取扱要領(平成27年1月1日制定)は廃止する。

附則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。